

市役所税務課による申告相談日程のお知らせ

～マイナンバーの確認できる書類と本人確認書類の提示が必要です～

日 時	対象地区	場 所
2月17日(月)・18日(火) 9:00～15:30	名田地区	市 役 所 3階会議室
2月19日(水)～21日(金) 9:00～15:30	藤田地区・野口地区	
2月25日(火)・26日(水) 9:00～15:30	塩屋地区	
2月27日(木)・28日(金) 9:00～15:30	湯川地区	
3月 2日(月)～13日(金) 9:00～15:30 ※土・日曜日を除く。	市内全域	
3月16日(月) 9:00～12:00		

※公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下で、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、所得税の確定申告書の提出は不要です。
ただし、住民税については、申告が必要な場合がありますので、申告相談にお越しの際は、**市・県民税の申告書も持参**してください。

◇問い合わせ 税務課 課税係 ☎0738-23-5504

御坊税務署からのお知らせ

～所得税及び復興特別所得税、贈与税の申告と納税は3月16日(月)まで～

◎御坊税務署での申告書作成会場の開設期間・相談受付時間

◇開設期間 2月17日(月)～3月16日(月) 9:00～16:00

- ※閉庁日を除きます。また、混雑状況により、早めに相談受付を終了する場合があります。
- ※マイナンバーの記載及び本人確認書類の提示または写しの添付が必要です。

◎確定申告書は、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」での作成が便利です！

◎源泉徴収票等の添付が不要となりました！

平成31年4月1日以降の確定申告書の提出の際、次の書類の添付が不要となりました。

- ・給与所得、退職所得及び公的年金等の源泉徴収票
- ・オープン型証券投資信託の収益の分配の支払通知書
- ・配当等とみなす金額に関する支払通知書
- ・上場株式配当等の支払通知書
- ・特定口座年間取引報告書

確定申告書には、源泉徴収票等の内容を記載する必要があります。確定申告書第二表等に必ず記載してください。

また、税務署等で確定申告書を作成する場合は、源泉徴収票等が必要ですので、忘れずにお持ちください。



◎記帳・帳簿等の保存制度について

個人で事業や不動産貸付等を行う全ての方は、記帳と帳簿書類の保存が必要です。

所得税及び復興特別所得税の申告の必要がない方も対象となります。

※令和元年10月から、消費税率が8%から10%に引き上げられると同時に、消費税の軽減税率制度が始まりました。

確定申告の際には、税率ごとに**区分経理をした帳簿**が必要になります。

◎税理士による無料申告相談会

◇日時 2月4日(火)～6日(木)

9:30～11:30、13:00～15:00

◇場所 市役所3階会議室

税理士による無料申告相談会では、贈与税に関するアドバイスは行っていません。

また、市・県民税の申告書の受付も行っていません。



持 参 品	① 令和元年分の確定申告関係諸用紙 または「確定申告のお知らせ」のはがき	⑤ 給与(年金)などの源泉徴収票
	② 所得の計算に必要な書類	⑥ 前年(平成30年)分の確定申告書の控え
	③ 生命(損害・地震)保険料などの控除証明書	⑦ 計算機、筆記用具、印鑑
	④ 国民年金保険料などの社会保険料納付証明書	⑧ その他確定申告書の作成に必要な書類
		⑨ マイナンバーに係る本人確認書類

◇問い合わせ 御坊税務署 ☎0738-22-0695